

H26-2 (P. 265)

特許権侵害による損害賠償請求訴訟についての次の事案に関し、以下の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特許法第102条第4項の規定は考慮しないものとする。

(事案)

特許権者**甲**は、物**A**に係る自己の特許権を侵害した**乙**に対し、損害賠償を求める訴えを提起した。**乙**は、侵害の行為を組成した物**A**を販売しており、その数量等は以下のとおりであった。

乙 が販売した物 A の数量	1000 万個
乙 が物 A の販売により得た物 A 1 個当たりの利益の額	8 円
甲 が 乙 の侵害行為がなければ販売することができた物 A 1 個当たりの利益の額	10 円
甲 の実施の能力に応じた数量	<u>1000 万個</u>
乙 の販売数量中、 甲 が販売できないとする事情に相当する数量	50 万個
甲 が特許発明の実施に対し受けるべき物 A 1 個当たりの金銭の額	5 円

- (イ) 特許法第 102 条第 1 項 第 1 号の規定により算定した**甲**の損害の額は、8000 万円である。
- (ロ) 特許法第 102 条第 2 項の規定により算定した**甲**の損害の額は、1 億円である。
- (ハ) 特許法第 102 条第 3 項の規定により算定した**甲**の損害の額は、4750 万円である。
- (ニ) **甲**が 9000 万円の損害賠償を請求した場合において、**乙**が自己の侵害行為に故意又は重大な過失がないことを立証したときは、裁判所は、これを参酌して**甲**の損害額を 4500 万円と認定することもできる。

1 1つ 2 2つ 3 3つ 4 4つ 5 なし

※赤字下線部が訂正箇所です